

中央公園整備及び管理運営事業 募集要項に関する質問回答（第2回）

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	7	第2	5				公募対象公園施設の管理運営業務	公募対象公園施設の管理運営業務をSPCから協力企業に委託する際の契約書について、「管理運営委託契約」と併せて「建物賃貸借契約」を締結しても問題ないでしょうか。	ご質問の内容は、SPCが所有する公募対象公園施設について、協力企業に賃貸するというものと理解します。そのうえで、ご質問の対応は問題ありません。
2	7	第2	5				公募対象公園施設の管理運営業務	公募対象公園施設の管理運営業務をSPCから協力企業に委託する契約について、管理運営業務による売上収入をSPCの売上とせず、協力企業の売上とし、協力企業からSPCに対して建物賃貸借料ほかSPCとして必要な経費を支払う形式とすることは問題ないでしょうか。	問題ありません。
3	11	第2	8	(1)		表	屋内遊び場施設のうち屋内遊び場	募集要項に関する質問回答（第1回）No.8で、「遊具等備品の所有権は民間事業者に帰属します。」と回答ありますが、民間事業者とはSPCのみでしょうか。SPCではなく運営会社が遊具等備品を所有することは可能でしょうか。 仮に民間事業者（＝SPC）であれば、SPCから運営企業に対して遊具等備品を賃貸して使用料を得ることは問題ないでしょうか。	屋内遊び場運営業務をSPCから受託する企業が、遊具等備品を整備・所有することは可能です。
4	11	第2	8	(1)		表	屋内遊び場施設のうち屋内遊び場	募集要項に関する質問に対する回答（第1回）において「遊具等備品の所有権は民間事業者に帰属します。（中略）運営業務に含まれます。」とありますが、遊具等備品はSPCから運営業務を受託する運営者が運営業務として整備・所有するものと考えればよろしいでしょうか。	質問No. 3の回答の通りです。
5	11	第2	8	(1)		表	屋内遊び場施設のうち屋内遊び場	屋内遊び場施設の管理運営業務をSPCから協力企業に委託する契約について、管理運営業務による売上収入をSPCの売上とせず、協力企業の売上とし、協力企業からSPCに対して遊具等備品使用料ほかSPCとして必要な経費を支払う形式とすることは問題ないでしょうか。	問題ありません。